

小月航空基地において使用する航空管制塔器材、電波機器及び気象機器の  
修理並びに移設及び換装に関する役務の契約希望者募集要項

小月航空基地において使用する航空管制塔器材、電波機器及び気象機器の  
修理並びに移設及び換装に関する役務の契約希望者は、下記に基づき資料等を提出して  
下さい。

(公募実施権者)

契約担当官等小月航空基地隊  
小月経理隊長 池田 弘美

## 記

## 1 調達品目

令和8年度、9年度、10年度小月航空基地において使用する航空管制塔器材、電  
波機器及び気象機器の修理並びに移設及び換装に関する役務

## 2 調達予定時期

令和8年4月 ～ 令和11年3月

## 3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)

第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意  
を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供  
等」において、中国地域の競争参加資格を有する者。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、海上自衛  
隊の定める役務請負契約一般条項を適用して適正な契約の履行が確保される者。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊すること  
を主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明  
又は誓約し、若しくは保証できる者

- (7) 当該役務の履行能力を有し、不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (8) 当該役務に必要な設備（計測器、試験装置等）を有すること。
- (9) 当該役務に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
- (10) 防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。
- (11) 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第7号から第10号の項目を満たすことを証明できること。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

#### 4 参加表明

応募する者は、別紙「参加表明書」及び本項第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算時における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

#### 5 技術資料の提出

- (1) 過去3年間の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）及び緊急時等対応体制を証明する書類
- (2) 主要設備一覧（専用設備、治具、倉庫等）
- (3) 社内組織図及び技術者名簿（経験年数を含む）
- (4) 品質マネジメントシステム認証書
- (5) 第3項第11号に該当する場合は、当該事項を証明する書類（下請予定企業一覧表（製造、修理等実績又は製造、修理、検査等の対応可否））

#### 6 募集対象品目

番号	機器名	型式	募集区分	
			調査	修理
航空管制塔器材				
1	航空管制用コンソール	L SW-40E	○	○
2	飛行場情報放送装置	N-RD-47B	○	○
3	デジタル録音再生機	N-RD-101B	○	○
電波器材				
4	VHF無線機	LRC-26D	○	○
5		LRC-27D	○	○

番号	機器名	型式	募集区分	
			調査	修理
6	VHF無線機	ERC-20	○	○
7	UHF無線機	LRC-19E	○	○
8		LRC-29D	○	○
9		YRC-2E-3	○	○
10	飛行場情報放送装置 送信機	LRT-17B	○	○
11	航空機位置表示装置 (APID)	NLPN-4	○	○
12	気象レーダ装置	LPN-11H	○	○
13	タカン航法援助装置	NLRN-16D-1	○	○
14	無線通信装置	NLRC-15B	○	○
15	管制器	LSW-2D	○	○
気象器材				
16	統合型気象観測装置	NLMQ-4	○	○

## 7 参加表明書及び技術資料等の提出先等

### (1) 提出先

海上自衛隊小月航空基地隊経理隊契約班  
〒750-1196  
山口県下関市松屋本町3丁目2番1号  
083-282-1180 (内線244)

### (2) 提出期間

令和8年4月6日(月)～令和8年10月30日(金)  
(直接提出する場合は、土、日及び祝日を除く。)

### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時45分までとする。

### (4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部  
会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

### (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

## 8 技術資料等の審査等

技術資料等の提出者は、技術審査等を実施する部隊の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

## 9 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

## 10 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義がある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊小月航空基地隊経理隊契約班

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時45分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 11 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記入例)

年 月 日

小月航空基地隊經理隊長 殿

〇〇〇〇(株)  
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

参加表明書

小月航空基地において使用する航空管制塔器材、電波機器及び気象機器の修理並びに移設及び換装に関する役務の契約に応募します。

(対象品目)

番号	機器名	型式

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）  
2 財政状況・経営成績報告書（写し）  
3 技術資料